

京都市告示第 361 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 10 月 27 日

京都市長 榎 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
八瀬104号線	左京区八瀬秋元町319番地地先から 同町323番地地先まで	告示の日
山科御陵経64号線	山科区御陵封ジ山町14番地の5地先から 同町16番地の2地先まで	”
梅津緯85号線	右京区梅津尻溝町11番地の3地先から 同区梅津中倉町12番地の3地先まで	”

(建設局道路部道路明示課)